個人情報の取扱いについて

東京証券業健康保険組合（以下、「当組合」という。）では、健康診査及び特定健康診査（以下、健康診査という。）受診者の個人情報を以下のように取り扱います。当組合の健康診査は、法定の健康診査項目以上の検査を実施しており、健康診査データは、委託契約施設からご本人のほか、事業主（任意継続被保険者及び被扶養者を除く）、当組合へ通知されます。また、当組合が契約する人間ドックは、法定の健康診査項目以上の検査が行われ、受診した人間ドックの結果報告は、利用施設から利用料金の請求と併せて当組合が取得いたします。下記の内容をご確認いただき、同意の上、受診申し込みいただきますようにお願い申し上げます。

１．利用目的（詳細については、当組合のホームページ［https://www.shoken-kenpo.or.jp］をご参照ください）

① 受診者に適切なサービスを提供するため
② 健康診査事業の事務・管理を適切に行うため
③ 健康保険組合に義務付けられた、特定健康診査事業を適切に行うため
④ 法令・行政上の業務に対応するため
⑤ 健康診査等受診費用の請求業務を行うため
⑥ 受診者の健康管理を行うため
⑦ 事業主と検査項目結果の共同利用を行うため（共同利用は事業所勤務の被保険者の健康診査が対象となります。詳細については裏面をご覧ください）

以上の利用目的以外で受診者の個人情報を利用する場合、受診者ご本人に個別理由を説明し、同意を得た上で行うものといたします。ただし、緊急の場合、治療上必要な場合等、当組合が必要だと判断した場合は、利用を優先し、後ほど受診者ご本人に説明させていただきます。

２．個人情報の第三者提供について

受診者の個人情報は、あらかじめ受診者の同意をいただくことなく、外部に提供することはありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、受診者から特にお申し出がない限り、医療サービスを提供するための通常業務として必要な範囲で、受診者の個人情報を第三者に提供する場合があります。

（ア）医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること
（イ）医療の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること
（ウ）医療の提供のため、他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
（エ）受診者への医療の提供に際して、家族等に病状の説明を行うこと

３．業務委託について

健康診査等を提供するに当たり、業務の一部を外部に委託しております。委託先に対しては、契約を結び個人情報保護に関する監督を行っております。主な業務委託の内容は次のとおりです。

検査業務、健康診査データ入力業務、特定健康診査データの階層化・保管、配送業務、書類の保管・廃棄等

４．受診者本人の権利

当組合の管理する個人情報については、ご本人による開示請求・訂正・削除・利用停止等の権利を行使することが可能です。問い合わせ、苦情及び相談窓口までご相談ください。

東京証券業健康保険組合　理事長
東京都中央区日本橋茅場町3-1-2
個人情報保護管理責任者：事　務　局　長
個　人　情　報　管　理　者：健康管理課長
問い合わせ、苦情及び相談窓口：総務部総務課
03-3666-8431

同　意　書

私は、東京証券業健康保険組合と貴施設の健康診査等における個人情報の取扱いについて、同意いたします。

年　　月　　日

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（上記の事項についてご同意をいただけない場合には、健康診査等を受診することができません。）

「東京証券業健康保険組合および加入事業所が共同で実施する

健康診査事業における健康診査データの共同利用について」

東京証券業健康保険組合

東京証券業健康保険組合（以下「当組合」という。）及び加入事業所は、被保険者（従業員）の健康診査事業を共同で実施し、その健康診査データを共同で利用するため、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、以下のとおり通知いたします。

１．加入事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、加入事業所とともに、健康診査事業を共同実施いたします。

２．共同利用する健康診査データの項目について

①当組合（委託契約施設含む）が実施するＡ健診、Ｂ健診及びＳ健診の検査項目

②健康診査等データに基づく特定保健指導対象者情報及び生活習慣病重症化予防事業対象者情報

（コラボヘルス推進に係る覚書を締結した事業所）

３．健康診査データを共同利用する者の範囲について

受診者が所属する事業所の人事・健康管理担当者及び当該事業所が選任する産業医

当組合保健事業部健康管理課職員及び直営診療所職員

４．健康診査データを共同利用する者の利用目的について

データヘルス計画に基づき、重症化予防を目的とした受診勧奨を行います。

事業所においては、健康診査データは、事業所の担当部署に保存し、産業医の判定と指示に従って、健康相談、健康指導の実施に利用します。また、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

当組合においては、健康診査データは、当組合の使用するコンピュータシステムに保存（書面については書庫に保存）し、事業所の産業医、当組合の医師、保健師、管理栄養士による健康相談、健康指導のほか、健康教育に利用します。また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健康診査項目のデータを基に階層化し、特定保健指導に利用します。また、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、事業所の担当者とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

５．健康診査データの管理責任者名（もしくは名称）について

事業主が指名した健康診査データの管理責任者

当組合の保健事業部健康管理課長

６．健康診査データの取得方法について

事業所では、事業所が選定した医療機関（当組合検診場及び委託契約施設含む）から、健康診査データを書面又は電子データで取得します。

当組合では、当組合検診場のほか、委託契約施設及び事業所から、健康診査データを書面又は電子データで取得します。

７．本通知は、法令等の制定改廃や情勢の変化により、適宜、適正に変更します。

（令和５年８月１日　改正）

以　上